2026.11

電気需給契約に関する重要事項説明書

お客さまが、小売電気事業者である株式会社ＣＤエナジーダイレクト（以下「CDE」といいます。）が行う電気供給について、取次事業者である大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人である株式会社カブ&ピース（以下「カブ&ピース」といいます。）に電気使用の申し込みをしていただくにあたり、当社が電気事業法に基づき説明し、お客さまにご確認いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。なお、電気の供給及び使用に関する契約（以下「電気需給契約」といいます。）の詳細は、KABU&でんき基本約款及び電気個別約款（KABU&でんき（一般家庭向け）、KABU&でんき（6kVA 以上）、KABU&でんき（オール電化向け））（以下「約款等」といいます。）に定めています。当社は、電気事業法第 2 条の 13 第 2 項に基づく書面の交付（契約締結前書面）及び同法第 2 条の 14 第 1 項に基づく書面の交付（契約締結後書面）について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、約款等をカブ&ピースのホームページに掲載する方法によりこれを提供いたします。

電気使用の申し込み、電気需給契約の成立及び契約期間

（１）**お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ約款等を承諾のうえ、当社が必要とする事項を明らかにし、当社所定の様式により申し込みをしていただきます。**

（２）**申し込みは、カブ＆ピースのホームページを通じて申込みをしていただきます。なお、カブ＆ピースが適当と判断した場合は、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。**

（３）**引越し（転入）等の理由で、新たに電気需給契約を希望される場合は、カブ＆ピースのホームページを通じて、供給開始を希望される日より７営業日前までにお申込みいただきます。**

（４）**電気需給契約の申し込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ、次の事項を承諾するものといたします。**

ア **約款等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報（お客さまを識別できる情報をいいます）を他の小売電気事業者等へ CDE が通知すること。**

イ **東京電力パワーグリッド株式会社（以下「接続供給会社」といいます。）が託送供給等約款及びその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）において定める需要家等に関する事項を遵守すること。**

ウ **電気需給契約に基づきお客さまから申し出ていただいた事項のうち、託送約款等に基づく接続供給のために接続供給会社が必要とする事項について、接続供給会社に当社が情報を提供すること。**

（５）**電気需給契約は、お客さまからの申し込みに対して、当社（当社の代理人であるカブ＆ピースを含みます。）が承諾したときに成立いたします。**

（６）当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の契約の料金支払状況を含みます。）その他によって、申し込みの全部又は一部をお断りすることがあります。

使用開始予定日

（１）**当社へスイッチングされる場合の供給開始予定日は、原則として、従前の小売電気事業者（以下「旧小売電気事業者」といいます。）との解約や接続供給会社との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の、接続供給会社の託送約款等に定める計量日（次回計量日又は次々回計量日）といたします。**

（２）**転宅等で新たに電気の使用を開始される場合の供給開始予定日は、お客さまが希望される日を基準として、協議することといたします。**

（３）契約締結後書面として、供給開始後に、カブ&ピースのマイページにてご契約内容等をお知らせします。

（４）旧小売電気事業者への解約連絡は当社がお客さまに代わり行いますので、当社の供給開始とともに旧小売電気事業者との契約は解約されます。

（５）**万が一、供給開始予定日より前にスイッチングの申し込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の８営業日前までに当社の代理人であるカブ＆ピースへその旨をお申し出いただく必要がございます。**

料金プランの適用等

電気需給契約に関する重要事項説明書

料金プランはお客さまからの申し込みに基づき適用いたします。

供給電圧及び周波数

当社が供給する電気の供給電圧及び周波数は次の通りです。
[供給電圧]標準電圧 100 ボルト又は 200 ボルト
[周波数]標準周波数 50 ヘルツ（一部地域は 60 ヘルツ）

電気ご使用量の計量や電気料金の算定方法等

（1） **接続供給会社が託送約款等に基づき計量した値を用いて、その料金算定期間の使用量を算定いたします。計量器は、託送約款等に基づき接続供給会社が設置いたします。料金の算定期間における使用量は、30 分ごとの使用量の合計として算定いたします。**

（2） 計量器の故障や特別の事情等があり、使用量の算定に計量値等を用いることが適当でないときには、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって使用量を定めます。

（3） **当社は、その使用量をカブ&ピースのマイページによりお客さまへお知らせいたします。**

（4） **当社は、電気個別約款の料金表を適用して、その使用量に基づき電気料金を算定いたします。**

（5） 料金算定期間は、計量日（電力量又は最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から次の計量日の前日までの期間とします。また、お引っ越し等により、ご使用期間が 1 か月に満たない場合、約款等に定める算定式に基づき日割り計算を行います。

（6） **電気料金は、契約電流、契約容量若しくは契約電力によって決まる「基本料金」と、電気ご使用量に応じて決まる「電力量料金（燃料費調整額を含む）」の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。**
※再生可能エネルギー発電促進賦課金の詳細及び適用単価は、CDE のホームページ等をご確認ください。

＜計算方法＞

（7） **料金プランの料金表及び適用条件については、約款等をご確認ください。**

電気料金等のお支払い

（1） **電気料金又は延滞利息については毎月、当社が指定した金融機関等を通じてお支払いいただきます。なお、電気料金又は延滞利息は原則として、口座振替又はクレジットカード払いによりお支払いいただきます。ただし、料金又は延滞利息がお客さまの指定する口座から引き落とされない場合、料金又は延滞利息がクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれなかった場合又は当社の事情により口座振替又はクレジットカード払いができない場合等特別の事情がある場合には、払い込みによりお支払いいただきます。(払い込みでのお支払いの場合は、手数料として 275 円（税込）を申し受けます。)**

（2） **電気料金の支払義務は、約款等の定めに基づき、原則として、当社の代理人であるカブ&ピースがお客さまに対して使用電力量・料金をお知らせした日に発生し、支払期限日は、口座振替による支払の場合**

は、支払義務発生日の翌々月 15 日、クレジットカードによる支払の場合は、支払義務発生日の翌月 15 日といたします。ただし、支払期限日が休日の場合には、その直後の営業日を支払期限日といたします。

（3） **支払期日までに当社への料金のお支払いが確認できない場合、カブ&ピースは、別途当社とカブ&ピースとの間で締結する契約に基づき、お客さまに代わり、当該料金を当社に支払います。**

（4） **カブ&ピースがお客さまに代わって支払った料金については、カブ&ピースからお客さまに請求を行い、お客さまはこれをお支払いいただきます。なお、カブ&ピースによる請求については、カブ&ピースが別途定める「KABU&でんき KABU&ガス保証規約」に定めるものとします。**

（5） **支払期限日を経過してもなお電気料金のお支払いがない場合は、約款等の定めに基づき延滞利息を申し受けます。**

燃料費調整

（1） 原油や LNG、石炭価格の変動を燃調費調整によって毎月の電気料金に反映します。

（2） 各月に適用する燃料費調整単価は、3か月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、2か月後の電気料金に反映いたします。

【料金への反映タイミングについて（例）】

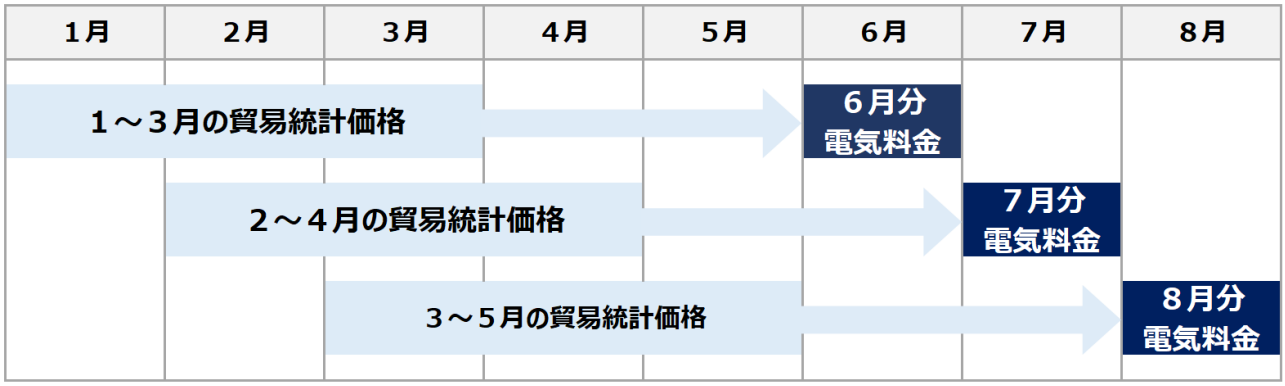

（3） 燃料費調整額に用いる燃料費調整単価は、基準燃料価格（86,100 円/kl）と平均燃料価格に差が**生じた場合、その差額に基づき、次の通り算定いたします。**
※燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
なお、当社の燃料費調整単価には、上限設定がありません。

	平均燃料価格	燃料費調整単価（円/kWh）の算定方法
基準燃料価格 86,100円/kℓ	86,100円/kℓを上回る場合（プラス調整）	[平均燃料価格 − 86,100円] × 基準単価 / 1,000
	86,100円/kℓを下回る場合（マイナス調整）	[86,100円 − 平均燃料価格] × 基準単価 / 1,000

【毎月の平均燃料価格】
平均燃料価格(原油換算 1kℓ あたり)＝0.0048×A＋0.3827×B＋0.6584×C
※100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入

A：3 か月における 1kℓ あたりの平均原油価格

B：3 か月における 1t あたりの平均 LNG 価格
C：3 か月における 1t あたりの平均石炭価格
※単位は 1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入

【基準単価】
平均燃料価格が 1,000 円/kℓ 変動した場合の値：0.183 円/kWh

（4） 各月に適用する燃料費調整単価は、適用 2 か月前の月末に CDE のホームページにてお知らせします。最新の燃料費調整単価はや平均燃料価格の推移については、CDE のホームページをご確認ください。

お客さまの申し出による電気需給契約の変更又は解約

（1） **お客さまのお申し出による契約の変更及び転宅等による解約については、カブ&ピースのマイページを通じて、お手続きをしていただきます。ただし、契約電流、契約容量および契約電力の変更がある場合は、KABU&でんきサポートデスクへお申し付けください。転宅等による解約を希望される場合は、解約を希望される日の 5 営業日前までに当社へお申し出いただく必要があります。**

（2） **お客さまが当社から他の小売電気事業者へスイッチングされる場合の解約については、新たな小売電気事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。（当社への解約のお申し出は不要です。）**

（3） **お客さまが契約電流、契約容量若しくは契約電力を新たに設定し、又は増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、又は契約容量若しくは契約電力を減少しようとされる場合は、当社は電気需給契約の消滅又は変更の日に、電気料金及び工事費を精算していただきます。ただし、将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、又は非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。**

当社からの申し出による電気需給契約の変更又は解約

（1） 当社は、約款等を変更することがあります。この場合には、原則として、料金にかかわる供給条件は変更の直後の計量日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の約款等によります。その場合には、変更後の約款等をカブ&ピースのホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は契約を解約することができます。

（2） 約款等又は電気需給契約の内容を変更する場合は、次項に定める場合を除き、電気事業法第 2 条の 13 第 2 項に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものといたします。また、同法第 2 条の 14 第 1 項に基づく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社及び当社の代理人であるカブ&ピースの名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといたします。

（3） 約款等又は電気需給契約の内容について、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合、電気事業法第 2 条の 13 第 2 項に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面交付することなく説明すれば足りるものといたします。また同法第 2 条の 14 第 1 項に基づく書面の交付については、これを行わないものといたします。

（4） **お客さまが支払期限日をさらに 20 日経過しても電気料金のお支払いがない場合、当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の電気料金についてお支払いがない場合、又は約款等によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務のお支払いがない場合には、当社は電気需給契約を解約することがあります。また、電気を不正に使用した等、当社が約款等に定める一定の事由に該当するときは、電気の供給を停止又は解約することがあります。**

（5） **お客さまが、当社に電気の使用廃止の通知をすることなく移転され、電気の使用がないことが明らかな場合には、当社及び接続供給会社が需給を終了させるための処置を行なった日に契約を解約いたします。**

電気需給契約に関する重要事項説明書

工事費等の負担

当社または CDE が、接続供給会社からお客さまの需要場所に対応する供給地点に係る工事費等の負担を求められた場合には、当社または CDE は、その金額をお客さまから、原則として、当社、CDE 又は接続供給会社の工事着手前に申し受けます。

また、当社または CDE は、接続供給会社の設計変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費等に著しい差異が生じた場合等において、接続供給会社との間で工事完成後に工事費等の精算を行う場合は、お客さまとの間で工事費等を精算するものといたします。

需要場所への立ち入りによる業務の実施

当社、CDE 又は接続供給会社は、供給設備又は計量器等の設計、施工、改修又は検査や、計量器の検針又は計量値の確認等を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地若しくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。

違約金及び設備賠償金

（1） **お客さまが、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合等で、そのために電気料金の全部又は一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。免れた金額は、適正な供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。**

（2） **不正に使用した期間が確認できないときは、6 か月以内で当社が決定した期間といたします。**

（3） **お客さまが故意又は過失によって、その需要場所内の当社、CDE 又は接続供給会社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、又は亡失した場合は、その設備について、当社又は CDE 設備の場合かつ修理可能であるときは修理費、当社又は CDE 設備の場合かつ亡失又は修理不可能であるときは、帳簿価額と取替工費との合計額を賠償していただきます。また、接続供給会社の設備の場合は、接続供給会社に生じた損害の賠償に要する金額を賠償していただきます。**

保安に対するお客さまの協力

（1） お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに当社、CDE 及び接続供給会社にご連絡いただくようご協力ください。この場合には、接続供給会社は、ただちに適当な処置をいたします。

ア　電気の供給に必要な電気工作物に異状、若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

イ　お客さまの電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあり、それが接続供給会社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

（2） お客さまが、接続供給会社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、接続供給会社が保安上必要と認めるときは、その期間について、接続供給会社は(1)に準じて、適当な処置をいたします。

（3） その他、接続供給会社の託送約款等に定める事項を遵守していただきます。

電気需給契約に関する重要事項説明書

その他

（１） お客さまが当社にスイッチングされると、旧小売電気事業者との契約は解約となりますので、その契約内容によっては旧小売電気事業者に対する解約金が発生する場合があります。また、旧小売電気事業者で利用されているポイント等のサービスが失効・停止する場合等、お客さまの不利益になる事項が発生する場合があります。

（２） クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、契約の締結を希望される小売電気事業者へ申し込みいただく必要があります。

（３） 当社、CDE 又は接続供給会社が解約をし、又は供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたために、お客さま又は第三者が損害を受けられても、当社又は CDE の責めに帰すべき事由がないときは、当社又は CDE は賠償の責任を負いません。

（４） 当社は、個人情報の一部を共同利用することがあります。共同利用における利用項目、利用者の範囲、**利用目的等の詳細は当社のプライバシーポリシーをご確認ください。**

【料金表】

（１） KABU&でんき 一般家庭向け

			単位	料金（税込）
基本料金 （1 か月あたり）	契約電流	10A	1 契約	392.06 円
		15A		588.10 円
		20A		784.12 円
		30A		1,176.18 円
		40A		1,568.24 円
		50A		1,960.30 円
		60A		2,352.36 円
電力量料金	第 1 段階料金	120kWh まで	1kWh	29.84 円
	第 2 段階料金	120kWh を超え 300kWh まで		36.43 円
	第 3 段階料金	300kWh を超えたもの		40.04 円

解約金	なし
燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

電気需給契約に関する重要事項説明書

【適　用】
　従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアである需要で、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。

（2）KABU&でんき 6kVA 以上

			単位	料金（税込）
基本料金（1 か月あたり）			1kVA	392.06 円
電力量料金	第 1 段階料金	120kWh まで	1kWh	29.84 円
	第 2 段階料金	120kWh を超え 300kWh まで		36.43 円
	第 3 段階料金	300kWh を超えたもの		40.04 円

解約金	なし
燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

【適　用】
　従量電灯の適用範囲に該当し、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上である需要で、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。

（3）KABU&でんき　オール電化向け

		単位	料金（税込）
基本料金（1 か月あたり）	契約電流（10A～60A）	10A	392.06 円
	契約容量（6kVA 以上）	1kVA	392.06 円
電力量料金	午前 6 時~翌日午前 1 時	1kWh	35.81 円
	午前 1 時~午前 6 時		27.91 円

＊使用量が 0kWh の場合の基本料金は半額といたします。
＊15A でご契約の場合は 588.10 円（税込）です。

解約金	なし
燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

【適　用】
　従量電灯の適用範囲　　に該当し，契約電流が10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペア，60アンペアまたは契約容量が 6 キロボルトアンペア以上である需要で，お客さまがKABU&でんきオール電化向けを希望された場合に適用致します。

電気需給契約に関する重要事項説明書

〇小売電気事業者

株式会社ＣＤエナジーダイレクト（小売電気事業者登録番号 A0490）

〒103-0022　　東京都中央区日本橋室町四丁目５番１号

〇取次事業者

大阪ガス株式会社

〒541-0046　　大阪市中央区平野町四丁目１番２号

〇代理事業者

株式会社カブ＆ピース

〒105-6922　　東京都港区虎ノ門四丁目１番１号

〇KABU&でんき　サポートデスク（小売電気事業者・取次事業者・代理事業者　お問い合わせ先）

電話番号：0570-029-004

営業時間：10:00～19:00（年中無休）